

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

令和4年9月30日まで

区分	窓口負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割

令和4年10月1日から

区分	窓口負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。
- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、**令和4年9~10月頃**に申請書を**郵送**する予定です。電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が**50,000円**の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

お問い合わせ先

- 栃木県後期高齢者医療広域連合
(028-627-6805)
- 芳賀町住民課国保年金係
(028-677-6038)
- 厚生労働省コールセンター(0120-002-719)
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。